

懲戒処分の社内公表は 何が問題なのか？



今から約5年前、社労士の資格をとる際に私は専門学校に通っていましたが、その専門学校を選ぶ際に気になったのが「合格率」です。誰もがそうだと思いますが、受講生の90%が合格している学校と20%しかしていない学校では当然ですが、前者を選ぶでしょう。そこで聞いてみたのです。

ところが、学校に問い合わせるとその合格率を「発表できない」と言われていました。それは、社労士試験の合格発表の仕方が変わったからです。以前は、実名で発表されていたものが受験番号で発表されるようになったため、誰が合格したのか集計できなくなってしまったのだそうです。（一応、合格者は学校に報告するように言われていましたが中々、報告してこない人も多いようです）

このように「実名か匿名か」というのは新聞や雑誌などのマスコミ発表でもよく話題になります。これは、懲戒処分の社内公表にも同じことが言えます。みなさんの会社の中には懲戒処分を「実名」で発表しているところももしかしたら、あるかも知れません。では、この場合、何が問題になるのか？それについて裁判があります。

ある食料品販売の会社で懲戒処分（懲戒解雇）を行ったことの詳細を社内に掲示し、文書にして社員にも配布をしました。そこでその懲戒解雇になった社員が「名誉毀損だ！」として会社を訴えたのです。

では、この裁判はどうなったか？

会社が負けました。会社の行為は「名誉毀損である」と認められてしまったのです。では、このような社内公表はすべて名誉毀損になってしまうのでしょうか？それは、必ずしもそうとは言えません。この裁判例では、「公表の際の文面が過激であった」「半ば、社員に強引に書面を配布した」という点も問題としてありました。（もしこれらが無ければ、結果は違っていたかも知れません）

ただ、今後はどうすべきかという点、私は「実名による社内公表」はなるべく避けたほうが良いと考えます。その理由は2つあります。まずは1つ目の理由が「情報の拡散リスク」です。社員の情報漏洩の問題がたびたび話題になりますが、懲戒処分の公表も「社内」だけのつもりがいつのまにか「社外」にも拡がってしまう可能性があります。（社員の中には悪意を持って拡散する人がいないとも言えません）そうすると、そこに「実名」などの個人情報載っていた場合、会社が訴えられる可能性

があります。そして2つ目の理由が「再発防止リスク」です。実名による社内公表はある程度の「再発防止」にはなりません。ただ、それだけでは再発を劇的に減らすことはできません。本当に再発を防止するためにはなぜ問題が起きたかをしっかりと分析し、それに対する「具体的な」対策を考えることが重要です。それにも関わらず、実名を公表することで「これで今後は大丈夫だろう」と安心してしまふ会社が非常に多いのです。

このように考えていくとみなさんの会社の「懲戒処分の社内公表」は今ままで大丈夫でしょうか？今一度、考えてみる必要があるかも知れませんね。 

※当コラムはわかりやすさを最優先しています。そのため法律の一部の例外は省略している場合があります。ご不明な点はご相談ください。

特定社会保険労務士 小林一石

NEWS 東京急行電鉄 第一生命と連携してオフピーク通勤

東京急行電鉄が、第一生命（渋谷支社）と連携してオフピーク通勤の推奨による混雑緩和施策を実施しているそうです。都内のラッシュ時の混雑はたびたび話題になります。解消するにはまだまだ時間がかかりそうですが、その解決策になるか。通勤が楽になれば、仕事の生産性もあがるはず。

NEWS TBSと博報堂、共同で事業所内保育所を設立

TBSテレビ、博報堂、博報堂DYメディアパートナーズは共同で事業所内保育所を設立すると発表しました。待機児童問題が中々解消されない現状から、こういった会社の動きは非常に期待されます。今後も、このような会社が増えると良いですね。

Bグルメ 港屋2



大手町駅より徒歩2分
定休：土日祝

食ベログ
3.30 ★★★

あの島耕作シリーズで、主人公の島耕作が通っていたことでも有名になった虎ノ門の港屋の支店です。今話題の星のや東京の1階にあります。港屋はいついっても行列ですが、こちらはまだまだあまり知られていないのかすぐに入れました。今がチャンスです。